

# 中国の重要鉱物輸出管理

上席主任研究員 李 雪連

### 重鉱鉱物の輸出管理を軍民両用品に統合

中国は、軍事用や軍民両用物資の輸出管理を強化するために、2020年12月に「輸出管理法」を、ま た同法に基づき整備された「両用品目輸出管理条例」を2024年12月に施行した。「両用品目輸出管 理リスト(以下、同リスト)」も導入され分散されていた関連品目の管理を一元化した。対象品目 を輸出する際に許可申請が必要となる。

同時に、バイデン米政権の対中半導体規制に対抗するために輸出管理対象としてきた4鉱種(ガリウ ム、ゲルマニウム、黒鉛、アンチモン)を同リストに統合した。また、トランプ関税への対抗措置 として、2025年2月に特殊鋼や合金などの素材の製造に使われるタングステン、モリブデン、テル ル、ビスマス、インジウム、そして4月にレアアース(7種)を同リストに追加。重要鉱物の輸出管 理を両用品に改めて位置付けたのは、一段と厳格な輸出管理を目指す狙いがあるとみられている。

### レアアースの「交渉カード」化

レアアースの用途は重要鉱物の中でも特に広く、自動車や電子機器だけでなく、軍事装備にも欠か せない。輸出管理の導入を受け、中国からのレアアース輸出は一時停止となり、欧州や米国、イン ド、日本の自動車業界において部品不足や一時生産停止など混乱が見られた。

米中は5月10~11日にスイスで会合を行い、関税の大幅な引き下げや、レアアースの輸出緩和など で合意した。その後、中国の輸出申請の審査は再開されたが、許可・出荷量は限定的だった模様。6 月5日米中首脳間で電話会談が実施され、6月10~11日英国で2回目の通商交渉において貿易関係の 緩和につながる枠組み合意に達した。

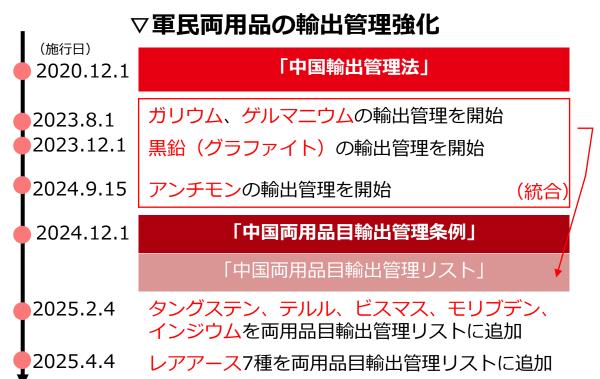
ラトニック米商務長官は26日、同合意は署名済みとし、中国商務部は27日、米中双方は先般合意内 容の細部をめぐり、中国は輸出管理対象品目の審査・許可を進め、米国も相応の対中制限措置を撤 廃することを確認し合ったとした。一連の流れを踏まえると、中国はレアアースを対米交渉のカー ドとして位置づけ始めている可能性が大きいと言える。

## 今後の展望

レアアースの調達では、2010年代初頭の中国による対日禁輸以降、海外で調達源の多様化が進むも、 世界レアアース鉱物生産の7割(24年)、製錬工程の9割(22年)を占める中国の影響力は依然とし て大きい。中国は当時永久磁石などの加工分野を日本に依存していたため、対日禁輸は長く続か なった。それ以降、中国は不得手とした加工分野を強化した。サプライチェーンを通して脆弱な分 野がなくなり、レアアースの輸出管理を「交渉カード」として使える土台が出来上がったと言える。

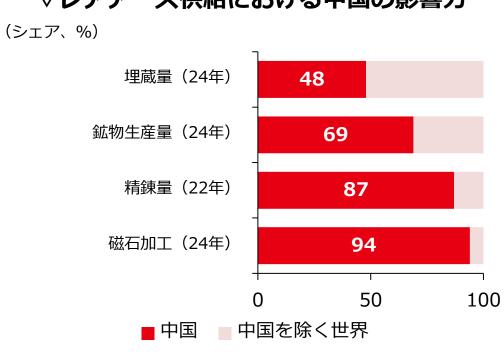
また、軍民両用品と位置付けたのは、米国が対中半導体規制を強化する理由の1つに、軍事転用の阻 止を挙げていることをけん制するためと考えられる。今後、中国は米国に対し関税引き下げだけで なく、半導体規制の緩和などと紐づく形で交渉に臨む可能性が大きい。

米国は、中国との価格競争で閉山に追い込まれていたレアアースの鉱物生産を大幅に復活させ、世 界最大のレアアース鉱石輸出国となったが、それ以降の工程は依然中国に依存している。中国以外 では、マレーシアが精製・分離や製錬工程を、日本やドイツが磁石などの加工分野で一定の処理・ 加工能力を有しており、米国はこれらの国と補完し合えそうだ。中国にとって、レアアース輸出管 理は交渉カードであると同時に、他国の中国依存からの脱却を促し得る、もろ刃の剣と言えよう。



(出所) 公式資料より丸紅経済研究所作成

# ▽レアアース供給における中国の影響力



(出所)米国地質調査所(USGS)等より丸紅経済研究所作成 - 1 -



### (執筆者プロフィール)

### 李雪連 (Xuelian Li)

xuelian-li@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野:中国・東アジア、商品・エネルギー、産業

IT企業勤務を経て2005年から丸紅経済研究所で主に中国・東アジア、商品・エネルギー、産業をリサーチ。講演や取材、寄稿なども行う。2013~15年米国・戦略国際問題研究所(CSIS)に出向し米中関係を研究。早稲田大学アジア太平洋研究科修了(国際関係学修士)。(社)日本証券アナリスト協会検定会員、国際公認投資アナリスト、中国経済経営学会会員。

## 株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 https://www.marubeni.com/jp/research/

#### (免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。